

新宿区外部評価委員会の会議の公開に関する要領

(平成 26 年 3 月 31 日総合政策部長決定)

(令和 2 年 4 月 1 日総合政策部長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新宿区外部評価委員会条例（平成 19 年新宿区条例第 45 号。以下「条例」という。）に規定する新宿区外部評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の原則)

第 2 条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議において新宿区情報公開条例（平成 13 年新宿区条例第 5 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれる事項について調査及び審議等を行うとき又はその可能性があるときは、この限りでない。

2 前項の規定による場合のほか、会長が会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該会議を公開しないことができるものとする。この場合において、会長が会議の途中で当該会議を公開しないこととする必要があると認めた場合は、会議に諮って当該決定をするものとする。

(傍聴の取扱)

第 3 条 会議は、前条第 1 項ただし書又は同条第 2 項の規定により公開しない場合を除き、何人も傍聴することができるものとする。

2 会議の公開は、当該会議を行う会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に対し、傍聴席の定員に至るまで先着順に別記様式による傍聴申込書を総合政策部企画政策課（以下「企画政策課」という。）の係員に提出させて行うものとする。ただし、報道機関が取材のために会議を傍聴するときその他特に必要と認められる場合は、先着順によらないで傍聴させることができるものとする。

3 会長は、前項の規定により会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に対し、会議を公正かつ円滑に運営するため、次の各号に掲げる事項の遵守を求め、これに応じない者の傍聴を拒否することができるものとする。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会場で喫煙しないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てるなど会議の進行の妨害をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切ること。
- (8) 会長の許可を得ることなく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (9) その他会議等の支障となる行為をしないこと。

4 会長は、前項の規定により傍聴を拒否した傍聴者に対して退場を命じ、又は企画政策課の係員をして退場させることができるものとする。

(非公開の会議の取扱)

第4条 第2条ただし書又は同条第2項の規定により公開しないとした会議については、前条第2項の傍聴手続は、行わないものとする。ただし、第2条第2項の規定により会長が会議の途中で当該会議を公開しないと決定したときは、傍聴者に退出を求め、それ以降の傍聴を認めないものとする。

2 会長は、前条第3項の規定により退出を求めたときは、当該傍聴者について退出したとき以降の傍聴を認めないものとする。

(開催の周知)

第5条 会議を開催する場合は、会議の日時、会場その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するとき並びに第2条第1項ただし書又は同条第2項の規定により公開しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による同項の公表は、当該会議を開催する日の7日前までに新宿区の公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

(資料の閲覧)

第6条 会長は、会議の資料(第2条第1項第1号の規定による非公開情報が含まれる資料を除く。以下「会議資料」という。)を傍聴者の閲覧に供するものとする。

(部会への準用等)

第7条 第2条から前条までの規定並びに第9条ただし書の規定は、条例第9条の規定により置かれた部会に準用する。この場合において「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

2 前項の規定は、会長又は部会長が不在の場合において会長又は部会長の職務を代理する者に準用する。この場合において「会長」とあるのは「副会長(副会長も不在の場合は当該会議において会長の職務を代理する者として決定した委員)」と、「部会長」とあるのは「当該部会において当該部会長の職務を代理する者として決定した委員」と読み替える。

3 前項の規定は、条例第5条の任期等の満了により委員が改選され条例第7条の規定による会長が互選されるまでの間、総合政策部副参事(特命担当)(以下「副参事(特命担当)」という。)がその職務を代理する。この場合において、「会長」とあるのは「副参事(特命担当)」と読み替える。

(公開の庶務)

第8条 委員会の会議の公開に関する庶務は、企画政策課が処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項は、総合政策部長が定める。ただし、会議の途中で会議の公開に関し緊急に定める必要がある事項については、その都度会長が会議に諮って決定するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。